**平成２１年（フ）第３０８号**
長崎県佐世保市松山町１番１号
債務者　福田　一久
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第３１７号**
長崎県佐世保市白南風町７番２号　アスール１806、旧住所長崎県佐世保市石坂町180番地22
債務者　大野美佐江（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第３２２号**
長崎県佐世保市潮見町１番13―1101号、旧住所長崎県佐世保市崎岡町1750番地
債務者　坂崎　香織
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第３２７号**
長崎県佐世保市御船町10番７号
債務者　長瀬眞里子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第３２９号**
長崎県佐世保市皆瀬町377番地
債務者　宮崎　美樹
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第１６４号**
栃木県小山市駅南町６丁目４番４号
債務者　小坪洋一こと　コツボ　アウロ　ヨウイチ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第１７８号**
栃木県栃木市志鳥町343番地４
債務者　石川　幸恵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第１８２号**
栃木県下都賀郡岩舟町大字静1984番地４
債務者　富山　智織
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第１８４号**
栃木県栃木市平井町736番地１
債務者　今泉　博雄
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第１９６号**
栃木県栃木市薗部町４丁目３番５号、従前の住所栃木県下都賀郡藤岡町大字大前3308番地
債務者　早乙女三千代（旧姓小井沼）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第５３６号**
神奈川県相模原市上溝1316番地10
債務者　玉山　好晴
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第５３７号**
神奈川県相模原市上溝1316番地10
債務者　玉山　由美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第５３８号**
神奈川県相模原市相模台団地５番３―303号
債務者　松木　　進
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第５４１号**
神奈川県相模原市東淵野辺４丁目32番35号古淵エクセドラ306号
債務者　山田　剛史
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第５４７号**
神奈川県相模原市大島3394番地６　レオパレスレアル103
債務者　伊藤　　潤
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部